

ご意見ありがとうございました

介護保険料の軽減についての市民政策コメント実施結果

7月19日から8月21日までの約1か月間、「鳥取市介護保険料の軽減措置（案）」について市民政策コメントを実施し、計77件の貴重なご意見をいただきました。これを踏まえ、鳥取市社会福祉審議会において調査・審議を重ね、8月27日に審議会会長から答申を受け、9月定例市議会で「鳥取市介護保険条例」の一部改正が可決されました。今回は、市民の皆様より寄せられました意見・提言につきまして、その一部とそれに対する市の考え方を紹介します。

| 意見 | 市の考え方 |
|--|--|
| 介護保険は制度が発足して1年半たらずであり、もう少し様子を見てから検討してはどうか？ | 平成12年度介護保険費特別会計の決算見込みでは、介護保険料の全体収納率は99.2%となっていますが、第2段階の普通徴収者においては90.7%と全体よりかなり低くなっています。これは第2段階（世帯の全員が市民税非課税）で、特に収入が少なく生活が困窮している人々の負担がかなり重いものになっていることの現れであると思われます。10月から本来保険料額の賦課により、支払が困難となる人が増加するものと推測されます。市では、このような人々に対して、緊急に保険料を軽減する必要があると考えました。 |
| 保険料は、一部軽減ではなく全額免除すればよいのではないか。また、軽減に要する経費の財源は一般財源から補てんすべきではないか？ | 全額免除することは、「みんなで支える」という保険本来の主旨にそわず、公平を欠くことになると思います。また、市の一般財源は介護予防や健康づくり、あるいは介護保険施設の整備などの財源に充てていきたいと考えています。国・県に対しては、低所得者に対する負担軽減措置を実施するよう要請しているところです。 |
| 「本人と家族の前年1年間の収入の合計が120万円以下」という基準は厳しすぎるのでは？ | 月10万円以下の収入から、本来保険料を支払うことは生活が苦しくなるであろうと考え、年間120万円以下という基準を設定しました。この基準については、物価等社会情勢の変化が予想されるため、次期介護保険事業計画策定に向けた議論の中でも検討することとしています。 |
| 第1号被保険者だけに負担を求めるのではなく、第2号被保険者、国、県、市町村全体で負担してはどうか？ | 介護保険は「社会全体で介護を支える制度」として、国（平均25%）、都道府県（12.5%）、市町村（12.5%）、第1号被保険者（17%）、第2号被保険者（33%）で負担することとされ、それぞれの負担割合は法律で定められており、鳥取市だけで負担割合を変更することはできません。また、第1号被保険者の保険料軽減に要する財源は、第1号被保険者全体で負担していくべきものと考えます。抜本的な低所得者対策については、国・県に対して早急の実施するよう要望しています。 |
| 平成12年度介護保険費特別会計の剰余金62,990千円の用途については？ | 平成13・14年度分の保険料軽減に要する財源については、剰余金から補てんすることとしています。この剰余金がさらに残った場合は、次年度の介護給付費に充当し、14年度で剰余金が出るようであれば、平成15年度から17年度（次期介護保険料算定期間）の介護保険料の財源に充当します。 |

これらの資料配付場所

市役所1階総合案内所 市役所第2庁舎1階・高齢社会課 鳥取駅行政サービスセンター（鳥取駅構内）
鳥取市ホームページにも掲載しています。（アドレスは表紙下段を参照）

問い合わせ先 高齢社会課（☎20 3174）